

[資料]

家族扶養計画法 1992年

オンタリオ州 (The Family support plan Act)

村 井 衡 平

カナダのオンタリオ州において、1992年3月1日より施行された「家族扶養計画法」(The Family support plan Act)は、既存の「扶養・監護強制法」(The support and custody Enforcement Act)の内容を大幅に改正し、裁判所で命じられた扶養料の支払いについて、給料または賃金よりの天引きによる支払い方法を新設している。

それによれば、扶養料の支払いは、支払い義務を負う人＝“支払者”(payor)の給料または賃金から、雇主である“収入源”(income source)が天引きして行われる。裁判所は定期的な扶養料の支払いを命じるとき、収入源に対し、扶養料を天引きするよう命令しなければならない。したがって、天引きの方法は、扶養料の一括払いには通用されない。この天引命令はすべての収入源を拘束する。

また、この計画は、家族扶養計画のディレクター(Director)によって実行され、ディレクターの事務所に記録されている扶養料支払命令を強制する。つまり、ディレクターは、収入源が支払者に支払う給料または賃金から一定額の扶養料を天引きするよう命令し、天引きされた扶養料はディレクターの事務所に支払われ、改めてディレクターより、扶養料権利者に支払われることになるわけである。

ところで、わが国の場合、扶養料などの金銭の支払いを目的とする義務については、家事審判法に定める寄託制度により、家庭裁判所に支払

寄託を命じ、心理的に支払いを強制することができる。また、扶養権利者の申立があれば、家庭裁判所は履行状況を調査し、不履行の事実があれば、履行を勧告する。このような家庭裁判所調査官の履行勧告により、目的を達成できる場合も多いといわれる。さらに、家庭裁判所は扶養義務の履行を怠った者がある場合に、申出があると相当の期間を定めて義務履行を命令することができる。この命令に違反したときは、10万円以下の過料に処せられることになる。しかし、義務履行を強制するために同様の財産的な制裁をすることの意味が問われ、むしろ民事拘留制度を設けることが提案されたりする。このような事情に照らせば、オンタリオ州で新しく設けられた扶養料天引命令という制度もわが国における扶養義務不履行を解決するための1つの選択肢と考えられないこともないが、実現は困難ではないかと推測される。

定 義

第1条-(1)本法において

“監護命令”(custody order)とは、オンタリオの内外を問わず、子との面接のためなく、子の監護のためにオンタリオで強制できる裁判所の命令の中の条項を意味し、これには児童法改正法(the Children Law Reform Act)のもとで強制できる別居合意書の中の条項を含める。

“ディレクター”(Director)とは、家族扶養計画のディレクターを意味する。

“収入源”(income source)とは、支払者(payor)に対し、規則的な間隔で定期的な支払義務を負う個人、法人または他の団体(entity)を意味する。支払義務の内容は、以下のとおりである。

(a) 賃金または給料

(b) 手数料、ボーナス、請負手当または他の金額。支払いが収入源によって支払者から回復できないとき、支払者は手数料また

はボーナスをうけ取ることも、生産目標を達成することもできないであろう。

- (c) 事故、災害または病気対策のもとでの利益
- (d) 無能力、退職その他の年金
- (e) 配当金
- (f) 規則で定められた種類の収入

“支払者”とは、扶養命令のもとで扶養料の支払いを請求される人を意味する。

“仮命令”とは、他の裁判官によって確信されるまで効力を有しない命令を意味し、これには1985年の離婚法の第18条2項、1982年の扶養料支払命令相互強制法の第2条および第3条さらに1986年の家族法典の第44条のもとでなされる命令を含む。

“規則”とは、本法のもとで作成される規則を意味する。

“扶養料天引命令”とは、命令の通知をうける収入源に対し、収入源が支払者に支払うべき金銭から、命令の中で指名された支払者に関するディレクターに支払うよう要求する命令を意味する。

“扶養命令”とは、扶養のための金銭の支払いに関し、オンタリオの内外を問わず作成され、オンタリオにおいて強制できる命令の中の条項を意味し、次のような事項に関する条項を含む。

- (a) 毎年もしくはその他の方法によるか、または不定期もしくは制限された期間ごと、または特定の結果の発生までの定期的な金銭の支払い
- (b) 一時払いまたは信託保有
- (c) 財産が一方当事者に絶対的に、生存中または数年間、譲渡され、信託とされ、または贈与される
- (d) 配偶者の一方が、婚姻住居の全部または一部につき、生存中またはそれより短い期間、絶対的な占有権を与えられる
- (e) 婚姻住居の絶対的な占有権を与えられた配偶者に対し、他方

配偶者のために命令で定められた定期的な支払いをする

- (f) 婚姻住居、家具またはそれらの内容の一部の絶対的な占有権を一方配偶者に与える
- (g) 婚姻住居の修理および維持またはそれらに関して生じる他の責任につき、一方配偶者が支払う
- (h) 当事者の利益のために裁判所、他の適切な人または代理人に支払うべき命令のもとで支払われる金銭の全部または一部
- (i) 命令の日付以前の期間に関する扶養料の支払い
- (j) 命令の日付以前に供給された利益または援助を含め、制定法のもとで当事者に提供された利益または援助の返済額の代理人への支払い
- (k) 児童の出生前の世話および出生に関する費用の支払い
- (l) 生命保険証券または利益プランに関心をもつ配偶者が、他方配偶者または子を受益者として、取消しえない指定をする
- (m) 命令のもとで、財産もしくは他の方法による支払いの保証、または
- (n) 扶養に関して生じる利子、法定の費用または他の支出

さらに、1988年の家族法典の第35条のもとで強制できる家事契約(domestic contract) または父性合意のような条項を含む。

収入源としての身分

第1.1条—(1) 個人、法人および他の団体は、支払者に負わされる定期的な支払いが一時的に中断されたとしても、引続いて収入源である。

ソリシターによる行為

(2) 本法がある人に署名もしくは行為を要求すること、または本法においてある人による署名もしくは行為に言及することは、その人のために行行為する弁護士により署名または行為されることができる。

本法は国王を拘束する

家族扶養計画法 1992年

(3) 本法は、国王を拘束する。

家族扶養計画のディレクター

第2条—(1) 評議会における副総督により任命される家族扶養計画ディレクターをおくものとする。

ディレクターの義務および権限

(2) ディレクターの事務所に記録される扶養および監護命令を実際的と思われる方法で強制するのがディレクターの義務であり、ディレクターは、命令の強制について権利を有する人またはその子の利益のために、ディレクターの名前で命令を強制するため手続を開始し、手段を講じることができる。

同 上

(3) ディレクターは、扶養命令のもとでの扶養料の未払額の支払命令を、それらがディレクターの事務所に記録される以前または本法の施行以前に発生したものであっても、強制することができる。

費用

(4) ディレクターは、彼または彼女の利益のためになす業務の費用を、その人に請求しないものとする。

強制する職員

(5) ディレクターは、本法の目的のために強制する職員として、ディレクターの事務所の使用人を任命することができる。

強制する職員の権限

(6) 強制する職員は、ディレクターのために、彼または彼女の名前で行為することができる。

命令を記録すること

第3条—(1) 扶養または監護命令は、ディレクターの事務所に記録されることができる。

同 上

(2) 命令は、すでに取消されていても、記録されることができる。

記録する人

(3) 第6項および第8項に従い、扶養命令は、そのもとで扶養をうける権利を有する人のみにより、または支払者以外で、そのもとで扶養をうける権利を有する子によってのみ、記録されることができる。

同 上

(4) 監護命令は、そのもとで監護をうける権利を有する人によってのみ、記録されることができる。

扶養命令を強制できるディレクター

(5) 仮命令を除き、オンタリオの裁判所によってなされたすべての命令は、命令がディレクターの事務所より取消されない限り、その効力発生部分（operative part）で表明され、ディレクターによって強制され、しかも命令のもとで未払いの額は、ディレクターに支払うべきものとされ、ディレクターは、それらを支払うべき人に支払うものとする。

即时の記録

(6) 第5項に規定された命令をする裁判所の事務官または登録官は、それが署名されたのち、直ちに、ディレクターの事務所に登録するものとする。ただし、扶養料をうける権利を有する人が、裁判所およびディレクターの事務所に対し、彼または彼女は命令がディレクターによって強制されることが望ましいと主張する、署名した書面による通知をするときは、この限りでない。

他の管轄区域の記録命令

(7) オンタリオ以外の裁判所でなされ、オンタリオにおいて強制されるために法務長官によって受理される扶養命令は、受理されたのち、直ちに、ディレクターの事務室に記録されるものとする。ただし、強制を請求する彼または彼女はディレクターによって強制される命令を望まないと主張し、署名した通知をするときは、この限りでない。

大臣による記録

家族扶養計画法 1992年

(8) 扶養命令のもとで扶養を請求する権利を有する人が、家族給付法のもとでの利益または一般福祉援助法のもとでの援助を請求し、その資格があり、またはそれを受領したとき、地域社会サービス大臣は、ディレクターの事務所に、第6項または第7項に参照された通知がなされたかどうか、記録することができる。

過去の命令の記録

(9) 副総督の宣言によって定められた日の直後、1980年のオンタリオ修正法の第152章をなす家族法修正法の第27条のもとで、強制のために記録された扶養命令は、それらが記録された裁判所の事務官または登録官により、ディレクターの事務所に記録されるものとする。

扶養料天引命令

第3.1条—(1) 規則正しい間隔をおく定期的な基準による扶養料の支払いを定める扶養命令をなすオンタリオの裁判所は、それと同時に、定期的な扶養命令の支払いのために扶養料天引命令をするものとする。

例外

(2) 扶養料天引命令は、仮命令に関してすることはできないものとする。

要求される情報

(3) 扶養料天引命令をするに先立ち、裁判所は、支払者のそれぞれの収入源の名称および住所、それぞれの収入源によって支払者に支払われる金額を決定するに必要と考える調査をするものとする。

合意手続など

(4) 扶養命令が合意もしくは判決申請によるとき、または扶養命令をすることが争われないとき、規則によって定められた人々は、第3項に定められた詳細な事項および定めることができる他の情報を、裁判所に知らせるものとする。

強制的命令

(5) 扶養料天引命令は、扶養命令がなされるときに、裁判所が支払者に関する収入源を特定できなくても、なされることができるものとする。

扶養料天引命令の書式

第3.2条—(1) 扶養料天引命令は、規則により定められた書式によって行われるものとする。

書式の完成

(2) 扶養料天引命令は、扶養命令がなされるときに、裁判所により完成され、署名されるものとし、扶養命令がそのときに決定されていないか、または署名されていなくても、署名されたのち、直ちに、裁判所の記録に記入されるものとする。

即時の記録

(3) 扶養料天引命令をする裁判所の事務官または登録官は、それが署名されたのち、即時にディレクターの事務所に記録するものとする。

拘束される人々

第3.3条—(1) 扶養料天引命令は、収入源の名称が命令の中で示されているかどうかを問わず、ディレクターの事務所により送達されるすべての収入源を拘束する。

ディレクターによる強制

(2) ディレクターは、ディレクターにとり実際的と思われる方法で、扶養料天引命令を強制するものとし、命令のもとで徴集した金額を、支払いをうけるべき人に支払うものとする。

同 上

(3) ディレクター以外のいかなる人も、扶養料天引命令を強制しないものとする。

強制が終了したとき

(4) ディレクターは、停止命令または変更に従い、関連する扶養命令が終了し、未払額が存在しなくなるまで、関連する扶養命令が記録

されないか、またはディレクターの事務所から取消されたという事実にかかわらず、扶養料天引命令を強制するものとする。

同 上

(5) ディレクターの事務所は、支払いが請求されている各収入源に対し、前払い通常郵便による通知を送達することにより、扶養料天引命令の通知を送達することができ、扶養命令のもとで支払われるべき金額が変更するか、または未払額があるとき、新しい通知を送達することができる。

同 上

(6) 通知は、それが送達された個人、法人または他の団体に、土曜、日曜および休日を除き、発送より5日目に送達されたものとみなされる。ただし、反対の趣旨が示されたときは、この限りでない。

支払者への通知

(7) ディレクターは、ディレクターの事務所の記録に示される支払者の最後の住所に、前払い通常郵便により、通知のコピーを送達するものとする。

最初の支払い

(8) 収入源は、通知の送達をうける日より少なくとも15日を経過し、支払者に最初の支払いがなされる日までに、ディレクターの事務所に支払いを開始するものとする。

支払者の支払義務

(9) 収入源が扶養料天引命令に関する天引扶養料の支払いを開始するまで、または収入源による支払いが中断もしくは終了するとき、支払者は扶養命令のもとで支払うべき金額をディレクターに、または扶養命令が取消されたとき、扶養をうける権利のある人に、支払うものとする。

未払額

(10) ディレクターは、天引きされてディレクターの事務所へ送付き

れるべく要求される金額に、扶養命令のもとでの未払金を含めることができる。

天引の最高限度

(11) 第13項に従い、扶養命令に関連して天引きされる合計金額は、収入源により支払者に支払われる税金額の50%を越えないものとする。

定 義

(12) 本条のために、純金額とは、ディレクターの事務所に支払いが行われるとき、支払者に対し収入源が支払うべき合計金額を意味しており、下記の天引きの合計より少ないものとする。

1. 所得税
2. カナダ年金プラン
3. 失業保険
4. 組合費
5. 規則により定められる他の天引

最高限度より高額の支払

(13) 第15項に従い、裁判所は、扶養料天引命令をするとき、またはディレクターの提案にもとづき、1カ所またはそれ以上の収入源が第11項に定められた金額よりも高額の支払いをするよう命じることができ、かかる収入源はディレクターの事務所に命令の中で定められた金額を支払うものとする。

同 上

(14) 支払者が収入を少なくとも2カ所の収入源から受領するとき、収入源が第1項に定義されたものであるかどうかを問わず、命令は第13項のもとでなされないものとする。

同 上

(15) 収入源は、ディレクターの事務所より、収入源が支払いのときに支払者に支払う金額よりも多額の支払いを請求されることはない。

医療保険など

家族扶養計画法 1992年

(16) 本法の他の規定にかかわらず、医療、健康、歯科または入院保険契約またはプランによりカバーされ、支出の返済として支払者に支払うべき金額に関し、扶養料天引命令のもとで天引きはなされないものとする。

収入源でない人

(17) 通知を送達された個人、法人または他の団体が通知の中で指名された支払者の収入源でないとき、個人、法人または他の団体は、通知の送達より10日以内にディレクターの事務所に、その事実を定められた様式の書面により通知するものとする。

紛 争

(18) ディレクターまたは収入源一個人、法人または他の団体一は、場合に応じ、他方に予告のうえ、扶養料天引命令をするよう裁判所に請求を提出し、または第3.8条9項のもとで、

- (a) 収入源が命令に応じなかったかどうか
- (b) 収入源で金額が天引きされ、命令のもとで正確にディレクターの事務所に支払われているかどうか
- (c) 個人、法人または他の団体が収入源であるかどうか

適切な裁判所が決定するよう、請求を提出することができる。

同 上

(19) 第18項のもとでの請求において、裁判所は略式の方法で争点を決定し、その事情に適切と判断する命令をするものとする。

同 上

(20) 第18項(a)または(b)号のもとで、請求は収入源により提出されないものとする。ただし、請求の通知がディレクターに送達されるより少くとも15日以前に、収入源が提出した請求を文書により明細にしたときは、この限りでない。

同 上

(21) 請求は、第18項(c)号のもとで、個人、法人または他の団体によ

り、第17項のもとで通知された日より少くとも14日のちまで、提出されないものとする。

同 上

(22) 第21項は、ディレクターに適用されないものとする。

責 任

(23) 収入源は、正当な理由なく天引きせず、ディレクターの事務所に支払うことを怠った金額につき、天引し、支払うべき責任を負い、また第18項のもとでの請求に関し、裁判所は、収入源が天引きし、ディレクターの事務所に支払うべきであった金額を支払うよう命じることができる。

他の強制

(24) 民事手続において命令を強制できるなんらかの方法に加え、第19項または第23項のもとでなされる命令は、本法のもとで、扶養命令と同様の方法および同様の救済方法のもとで、強制されることができる。

情報を知らせる義務

(25) 支払者に対する収入源による支払いの中斷の終了または開始より10日以内に、収入源および支払者は、規則により要求される他の情報と共に、ディレクターの事務所に、終了または中断を書面により通知するものとする。

同 上

(26) 第25項のもとで通知がなされたか、またはなされるべきであったとき、

(a) 支払者および収入源は、中断されていた支払いの回復後、10日以内にディレクターの事務所に、回復の事実を書面により通知するものとする。

(b) 支払者は、他の収入源による雇傭の開始後、または他の収入源より支払いをうける権利を取得後10日以内に、ディレクター

家族扶養計画法 1992年

の事務所に、新しい雇傭または権利の取得および収入源の名称
および住所を書面により通知するものとする。

秘密の情報

(27) 本条の適用の結果として、収入源もしくは収入源と信じられる個人、法人または他の団体によって取得された支払者に関する情報は、収入源、収入源のディレクタ・職員・雇人または代理人もしくは収入源、収入源のディレクター・職員・雇人または代理人と信じられる人により、開示されないものとする。

優先権

(28) 他の法律にかかわらず、扶養料天引命令は、扶養命令が債権者救済法および互いに同列にある他のすべての扶養命令および扶養料天引命令による判決債務と同様に、優先権をもつ。

同 上

(29) 扶養料天引命令のもとで収入源がディレクターに支払うよう要求され、収入源が同じ債務に関する債権差押通知をうけるとき、収入源は扶養料天引命令のもとで充分な支払いをするものとし、債権差押命令は、収入源がディレクターより、扶養料天引命令が停止または終了している旨の通知をうけるまで、いかなる効力も有しないものとする。

他の法律との衝突

(30) 扶養料天引命令は、差押を免れるための他の法律の規定または支払者に対し収入源が負っている他の定期的な支払いの判決債務を強制するための他の手続にもかかわらず、強制されることができる。

制限

(31) 扶養料天引命令は、通知の中で指名された支払者に対する扶養料天引命令の通知と共に送達される行政単位の利益のために支払われる金額に関し、国王に対してのみ有効である。

定義

(32) 第31項にいう行政単位とは、オンタリオ政府の大蔵、国王代理法または立法議会法のもとでの議会の事務局を意味する。

福祉利益

(33) 扶養料天引命令は、家族特権法または一般福祉援助法のもとでの特権として支払者に支払われる金額からの天引のために利用されないものとする。

扶養料天引命令の停止

第3.4条—(1) 扶養料の天引きを命令する裁判所は、その作用を直ちに停止するよう命じることができ、または裁判所が請求にもとづき、爾後、その効力を停止することができる。

条件

- (2) 裁判所は、第1項および第3.8条6項のもとで
- (a) あらゆる事情を考慮し、支払者に対し、扶養料天引命令を通じて扶養料を支払うよう要求することが不合理であると認めるか、または
 - (b) 扶養命令の当事者が、扶養料天引命令により集められた扶養料の支払を望まないことを合意し、または裁判所が支払い者に対し、それが適切であると考え、規則に従った担保を供託するよう請求するときのみ

扶養料天引命令を停止することができる。

代理機関の同意が必要

(3) 扶養命令が1986年の家族法典の第33条3項に定める代理機関に譲渡されるか、または過去の譲渡により代理機関が負っている未払額があるとき、裁判所は、代理機関の同意なしに、第2条(b)項の定める事情のもとで、扶養料天引命令を停止しないものとする。

不合理性の決定

(4) 支払者に対し、扶養料天引命令により扶養料を支払うよう要求することが不合理かどうかを決定するに当り、裁判所は下記の事情を

考慮しないものとする。

1. 支払者が、扶養義務を含め、彼または彼女の債務を立派に支払っている経歴を示したという事実
2. 支払者が、扶養義務に関して自発的に従うことを表示する機会をもたなかつたという事実
3. 当事者が扶養料天引命令を停止させる旨の合意をしていた事実
4. 扶養命令のもとで支払われる金額が変更されるべきであると裁判所が発見すべき原因が存在するという事実

保証・担保

(5) 第2条(b)項の目的のために、担保は少くとも4カ月間に支払われる扶養料と同額であり、金銭または規則で定められた他の形式のものとする。

ディレクターが当事者であるとき

(6) ディレクターは、扶養料天引命令の効力を停止させる申立の当事者ではない。第3.8条のもとで支払者が申立をするとき、ディレクターもまた申立の通知を送達され、当事者に加えられる。

(7) 停止命令は、それが作成されるとき、裁判所によって完成され、署名されたのち、直ちに裁判所の記録に登載されるものとする。

即座に記録

(8) 停止命令を作成する裁判所の事務官または登録官は、それを作成したのち直ちにディレクターの事務所に記録するものとする。

書式および効力発生日

(9) 停止命令は、規則で定められた書式により、ディレクターの事務所に記録され、命令により影響をうけるすべての収入源が停止の通知をうけたときにのみ、効力を生じるものとする。

停止命令の終了

(10) 停止命令は、支払者が命令の中で定められた類型によらないか、

もしくはその期間内に担保の提供をしないとき、または支払者が扶養命令に従わないとき、自動的に終了する。

終了の結果

(11) 第10項のもとで停止命令が終了するとき、扶養料天引命令は回復され、ディレクターは、直ちに、供託されていた担保を現金化する。

扶養命令は影響をうけない

(12) 扶養料天引命令の効力を停止する命令は、扶養命令のもとでの支払者の義務に影響を及ぼすことなく、扶養命令に影響を及ぼす他の手段に影響を及ぼすこともない。

支払者による紛争など

第3.5条—(1) 支払者は、扶養料天引命令をした裁判所における申立により、または適切な裁判所における第3.8条(6)項のもとでの申立により、

(a) 扶養料天引命令のもとで収入源によって天引きされた金額が、事実の錯誤により、本法のもとで要求されるより以上に天引きされていると争うことができる。

(b) 停止命令が第3.4条のもとで作成されたのち、彼または彼女が扶養料の支払いを怠ったかどうか、争うことができる。

(c) 支払者は、扶養料天引命令のもとで天引きされる金額に関し、扶養命令のもとでの未払金のため、救済を求めることができる。

権利の付与に関する紛争

(2) 第1項に関する申立において、支払者は、扶養命令のもとである人が扶養料の権利を付与されることを争わないものとする。

必要当事者

(3) ディレクターは、第1項に関する申立の必要当事者である。

裁判所の権限

(4) 裁判所は、略式の方法で争点を決定し、事情のもとで適切と考える命令をするものとする。

同 上

(5) 第1条1項(c)号のもとでの申立において、支払者は、未払額のため、天引きされる金額を支払う能力を有するものと推定され、裁判所は、有効な理由により、天引きされる金額を支払者が支払うことができないと納得するとき限り、変更することができ、このことは未払額の発生に影響することはない。

扶養料天引命令の変更

第3.6条—(1) 第3.5条に従い、裁判所は扶養料天引命令のもとで支払われる金額を変更しないものとする。ただし、それに関する扶養命令が変更されるときは、この限りでない。

新らしい命令

(2) 扶養命令が規則的な間隔による定期的な支払いを準備し、またはそれを変更するとき、扶養料天引命令は変更を反映してなされるものとする。

例 外

(3) 扶養料天引命令は、扶養命令を変更する仮命令に関してなされないものとする。

脱退は不可能

第3.7条 扶養命令の当事者によるう扶養料天引命令を変更する合意および扶養料天引命令の強制を回避または阻止するいかなる合意または協定も、その効力を有しない。

古い命令、家事契約、父性合意

第3.8条—(1) 本条は、ディレクターの事務所に記録される。

- (a) 本法施行前にオンタリオ裁判所によってなされた扶養命令
- (b) 1986年の家族法典の第35条のもとで強制可能な家事契約および父性合意にのみ適用する。

強 制

(2) ディレクターは、それが賢明と考えるとき、扶養料天引命令がなされたかのように、本条の適用をうける扶養命令のもとでの支払いを強制することができ、また命令のもとで扶養料をうける権利を有する人が本条のもとで強制を要求し、ディレクターがそれを実際的と考えるとき、支払いを強制するものとする。

通 知

(3) 第2項に定められた支払いを強制するに先立ち、ディレクターは支払者に通知するものとし、通知は、前払通常郵便でディレクターの事務所の記録に示される彼または彼女の最後の住所に行われる。

同 上

(4) 郵便による通知は、土曜、日曜および休日を除き、発信より5日目に支払者に送達されたものとみなされる。ただし、反対の趣旨が示されるときは、この限りでない。

みなし扶養料天引命令

(5) 扶養料天引命令は、通知が支払者に送達されたのち、適切な裁判所により30日後になされたものとみなされる。

延 期

(6) 支払者は、通知の送達をうけたのち30日以内に、第3.4条のもとで、適切な裁判所に、第5項に定められた扶養料天引命令の延期を申立てることができる。

強制の遅延

(7) 申立が第6項のもとで行われたとき、第5項に定められた扶養料天引命令は、申立が決定されるまで効力を生じない。

書式は要求されない

(8) 第3.2条は、第5項に定められた命令に適用しない。

適切な裁判所

(9) 本条が適用される扶養命令のために適切な裁判所は、扶養命令をした裁判所であり、命令が裁判所によらなかったときは、オンタリ

オ裁判所 (Provincial Division) または統一家庭裁判所である。

扶養義務の終了

第3.9条—(1) 扶養命令の各当事者は、命令がディレクターの事務所に記録されるか、扶養料天引命令が扶養命令に関してなされていたとき、命令の終了を規則により定められる方法および時期に従い、ディレクターに通知するものとする。

同 上

(2) 扶養命令の当事者が規則により定められる方法により合意するとき、または扶養命令の中で扶養義務が定められた暦日に終了すると定めるとき、ディレクターは、終了した扶養義務の強制を中止するものとする。扶養命令が1986年の家族法典の第33条3項に定められる代理人に譲渡されるとき、ディレクターは、代理人の同意なしに扶養命令の強制を中止しないものとする。

紛 爭

(3) 扶養命令の当事者が合意しないか、または代理人が同意しないとき、扶養命令をした裁判所は、命令の当事者または代理人の通知にもとづき、扶養義務が終了したかどうか決定するものとする。

返済命令

(4) 扶養義務が終了したと認める裁判所は、義務が終了したのちに扶養料を受領した人が、扶養義務が終了したことをディレクターに通知すべきであったと考えるとき、全部または一部を返済するよう命じることができる。

同 上

(5) 第4項のもとで命令すべきかどうかを決定するに当り、裁判所は、扶養命令の各当事者の事情を考慮するものとする。

継続される強制

(6) ディレクターは、彼または彼女が扶養義務を終了させる裁判所の決定のコピーをうけ取るまで、もしあれば、ディレクターにとり実

際的と思われる方法で、扶養義務を引き続き強制するものとする。

同 上

(7) 扶養義務の終了にかかわらず、ディレクターは、すでに発生した未払額に関する扶養義務を、もしあれば、ディレクターにとり実際的と思われる方法で、扶養義務の強制を継続するものとする。

収入源への通知

(8) 扶養料天引命令に従属する扶養義務を強制するディレクターは、扶養料天引命令により影響をうける各収入源に対し、支払額の変更を書面により通知するものとする。

同 上

(9) 第8項のもとでの通知は、ディレクターの事務所の記録に示される収入源の最後の住所に前払通常郵便でなされることができる。

ディレクターは当事者ではない

(10) ある人に扶養命令のもとで権利を付することを決定し、または扶養義務が終了したかどうかを決定する申立に対する手続において、ディレクターは当事者ではない。

会計報告書

第3.10条—(1) ディレクターは、扶養命令を履行しない支払者または扶養料天引命令が強制されている人に対し、規則により要求される収入の証拠と共に、規則により定められる書式の会計報告書を完成し、ディレクターの事務所に送付することを請求することができる。

同 上

(2) ディレクターは、未記載の会計報告書の書式および未払額の説明を、ディレクターの事務所の記録に示される彼または彼女の最後の住所にいる支払者に前払通常郵便で送付することにより、会計報告書の完成を請求することができる。

同 上

家族扶養計画法 1992年

(3) 請求は、土曜、日曜および休日を除き、発信より5日目に支払者に送達されたものとみなされる。ただし、反対の趣旨が示されるとときは、この限りでない。

同 上

(4) 支払者は、完成された会計報告書を、書式を完成すべき請求と共に、彼または彼女が送付をうけた日より15日以内にディレクターの事務所に提出するものとする。

情報の変更

(5) 支払者は、彼または彼女が会計報告書を完成したのち、ある情報が不正確であるか、間違っていたことを発見するとき、彼または彼女は、これを発見したときから10日以内にディレクターの事務所に正確な情報を提出するものとする。

規則違反

(6) オンタリオ裁判所 (Provincial Division) または統一家庭裁判所は、ディレクターの申立により、支払者に対し、必要な修正のうえ、第2項、第11条3項および4項のもとでの要求に従うよう命じることができる。

制 限

(7) ディレクターは、本条のもとで任意の6カ月間に会計報告書を要求することができるが、これは第11条のもとで会計報告書を取得するディレクターの権利を制約するものではない。

裁判判決の審理中の支払い

第3.11条—(1) 第3.3条18項または第3.4条、第3.5条、第3.6条または第3.9条のもとで申立の開始にかかわらず、ディレクターは、扶養命令または扶養料天引命令に関し、彼または彼女が受領する金銭を、命令のもとで扶養料を受領する権利のある人に支払うことができる。

例 外

(2) 裁判所がディレクターに対し、申立の処理が係属中の扶養命令または扶養料天引命令に関して受領した金銭を管理するよう命じるとき、ディレクターは、裁判所が要求する範囲で、裁判所判決のコピーをうけ取ったのちに受領した金銭を管理するものとする。

住所の変更を報告する義務

第3.12条 支払者が住所を変更するとき、彼または彼女は、変更より10日以内に、新らしい住所をディレクターの事務所に通知するものとする。

義務・再び：記録されなかったか、取消された扶養命令

第3.13条 扶養料天引命令がディレクターの事務所に記録されないか、または該事務初により取消された扶養命令に関して作成されたとき、扶養料を受領する権利を有する人は、ディレクターに対し、

- (a) 扶養料天引命令による以外の扶養命令のために受領した金額、および
- (b) 扶養命令のもとで支払われるべき金額の変更

を書面で通知するものとする。

記録の取消し

第4条—(1) ディレクターの事務所に記録された扶養命令または監護命令は、それが記録された人により、またはその人の利益のために取消されることができる。

同意が必要

(2) 地域社会事業大臣に譲渡された扶養命令は、命令が譲渡されたままか、または過去の譲渡から地域社会事業大臣が負うべき未払額がある限り、大臣自身または大臣の同意による場合を除き、取消されることはない。

記録および取消の通知

第4.1条 ディレクターは、扶養命令または取消命令の記録または取消を、命令のすべての当事者および彼または彼女の請求にもとづ

き、地域社会事業大臣に通知するものとする。

ディレクターによる専属的な強制

第5条 ディレクター以外のいかなる人も、ディレクターの事務所に記録された扶養命令または監護命令を強制しないものとする。

情報に近づく方法

第6条—(1) ディレクターは、オンタリオにおける扶養命令または監護命令を強制するため、または他の管轄区域において類似の機能を遂行する事務所もしくはある人を援助するため、

- (a) ある人または公共団体から、その人または公共団体が所持もしくは管理し、命令がその人の不利に強制される人の雇傭の場所、住所または居住地を示す情報を入手することができるし、また
- (b) (a)号のもとで入手された情報を、他の管轄区域で類似の職務を遂行する人に提供することができる。

開示されない情報

(2) 第1項(a)号のもとで入手された情報は、

- (a) 命令を強制するために必要な範囲で
 - (a.1) 1981年の「情報の自由とプライバシーを保護する法律」により許されるとき
- (b) 第1項(b)号の定めによるか、または
- (c) 命令の強制を援助すると思われる刑事事件の捜査のために必要とする警察官に対する場合

を除き、開示されないものとする。

情報に近づくための裁判所の命令

(3) 裁判所に対する申立において、

- (a) 第1項(a)号のもとで請求したのち、ディレクターが情報を拒否されたとき、または
- (b) ディレクターの事務所に記録されていない扶養命令または監

護命令の強制のため、ある人が本項のもとでの命令を必要とするとき、

裁判所は、ある人または公共団体が、裁判所または裁判所の指名するある人に、ある人または公共団体が所有するか、管理している記録に示される情報を提供し、その人の不利に命令が強制される人の雇傭関係、住所または居住地を示すよう、命令することができる。

費用

(4) ディレクターが第1項(a)号のもとで申立をしたのち、情報を拒否され、第3項のもとで命令入手するとき、裁判所はディレクターに申立の費用を負担させる。

開示されない情報

(5) 第3項のもとで入手された情報は、裁判所の記録の中に封印され、

(a) 翌後の命令により許可されるとき

(a.1) 1987年の「情報の自由とプライバシーを保護する法律」により許されるとき

(b) 扶養命令または監護命令を強制するために必要な範囲で

(c) 第1項(b)号に定められるとき

(d) 命令の強制を援助すると思われる刑事事件の捜査のために必要とする警察官に対するとき

を除き、開示されないものとする。

本条の管轄

(6) 本条は、他の法律または規則およびコモン・ローの秘密性の法則にかかわらず、適用される。

連邦と州の合意

第7条—(1) 法務長官は、オンタリオ政府の利益のため、家族命令・合意強制援助法（カナダ）のもとで情報の調査および放棄に関し、カナダ政府と合意することができる。

家族扶養計画法 1992年

- (2) ディレクターは、扶養命令または監護命令の強制のため、家族命令・合意強制援助法のもとで入手した情報を
- (a) 命令の強制のために必要な範囲および
 - (b) 1987年の「情報の自由およびプライバシイ保護法」により許可されるときを除き、開示しないものとする。

定 義

第8条 第5条、第11条および第13条において、“裁判所”とはオンタリオ裁判所（Provincial Division）または統一家庭裁判所を意味する。

州外の債権差押への承認

第9条—(1) 債権差押の手続の申立

- (a) オンタリオ以外で発行され、オンタリオ内の第三債務者に向けられており
- (b) 扶養または扶養料に関して発行されるとのべ
- (c) 英語もしくはフランス語で書かれているか、または英語もしくはフランス語への翻訳を伴っているとき

裁判所の事務官は、扶養または扶養料義務を強制する債権差押の通知を発行するものとする。

外国の通貨

(2) 債権差押手続が外国通貨による義務に言及するとき、裁判所法第121条を必要な修正のうえ適用する。

土地の登録

第10条—(1) 扶養命令は、命令のもとで金銭的な支払義務が強制される人の土地に不利に、適切な土地登記事務所に登記されることができ、登記により、命令のもとでの義務は財産への負担となる。

財産の売却

(2) 第1項で創設された負担は、その不利に、抵当権を実現するための売却と同様の方法で登記されている財産の売却により、強制さ

れることができる。

負担額の執行官への通知

第10.1条—(1) 差押および売却令状が扶養命令に関する執行官に提出されるとき、令状を提出した人は、いつでも、命令のもとで現在負っている金額を特定する制定法上の宣言を執行官に提出することができる。

制定法による宣言の効果

(2) 第1項のもとで制定法上の宣言が提出されるとき、差押および売却令状は、制定法上の宣言に従い負っている金額を特定するため、変更されたとみなすものとする。

制定法上の宣言をする機会を執行官より通知

(3) 扶養命令に関する差押および売却令状のもとで支払われる金銭を占有する執行官は、債権者救済法の第5条1項により要求される登録後、7日以内に、令状を提出した人に対し、第1項のもとでの制定法上の宣言を提出する機会を通知するものとする。

同 上

(4) 令状を執行官の記録から取り除くことを要求する人から、扶養命令に関し、差押および売却令状のもとで負っている金額に関する情報の要求をうける執行官は、令状を提出した人に、第1項のもとで制定法上の宣言を提出する機会を通知するものとする。

通知する方法

(5) 第3項または第4項のもとでの通知は、令状を提出した人と電話で接触を試みるため、また令状を提出した人がディレクターでないとき、通知を前払普通郵便でその人の最後に知られた住所に送付してなされることができる。

執行官の記録から令状を取り除くこと

(6) 執行官は、扶養命令に関する差押および売却令状を彼または彼女の記録から取り除くことは、

家族扶養計画法 1992年

- (a) 令状が期限をすぎ、更新されなかったとき
- (b) 執行官が令状を提出した人より、令状が取り消されるべき趣旨の書面による通知をうけるとき
- (c) 通知が第3項または第4項のもとでなされ、制定法上の宣言の後、第1項のもとで提出され、第2項のもとで訂正されたとみなされる令状が充分に履行されたとき、または
- (d) 通知が第3項または第4項のもとでなされ、通知がなされたのち10日を経過し、通知および令状が充分に履行されたにかかわらず、第1項のもとで制定法上の宣言が何も記録されなかつたとき

は別として、しないものとする。

ファックスによる提出

- (7) 制定法による宣言は、第1項のもとで、制定法による宣言をファクシイミリイにより送達することにより、以下の情報を含む表紙頁と共に執行官に提出することができる。

1. 送信者の氏名および住所
2. 送信の日付および時間
3. 表紙頁を含む送信の全頁数
4. 制定法上の宣言がそこから送信された電話番号
5. 送信が問題になるときに接触すべき人の電話番号

制定法上の宣言の土地登録官への送達

- (8) 差押および売却令状のコピーが不動産権利法の第137条のもとで土地登録官に送達され、令状に関して第1項のもとで制定法による宣言が記録されるとき、執行官は、直ちに、制定法上の宣言を土地登録官に送達し、第2項のもとで令状になされたとみなされた訂正は、不動産権利法のもとで、制定法による宣言のコピーが土地登録官によって受理され、記録されるまで、土地を拘束しない。

制定法上の宣言のディレクターへの提出

第11条—(1) ディレクターの事務所に記録された扶養命令が履行されないとき、ディレクターは未払額の説明を準備し、説明と共に支払者に送達された通知により、支払者がディレクターの事務所に裁判所の規則により定められた書式で会計報告書を提出すべく要求し、不履行を説明するため裁判所の面前に出頭することを、要求することができる。

会計報告書を裁判所に提出すること

(2) ディレクターの事務所に記録されていない扶養命令のもとで、金銭支払の債務が履行されないとき、裁判所の規則により定められた書式で未払金額を説明すると共に、裁判所の事務官は、未払金の説明と共に支払者に送達される通知により、債務者に対し、裁判所の規則により定められた書式で会計報告書を提出し、不履行を説明するため裁判所の面前に出頭するよう要求するものとする。

債務者の拘禁（逮捕）

(3) 支払者が会計報告書を提出しないとき、または通知が要求するように出頭しないとき、裁判所は、彼または彼女を裁判所の面前にこさせる目的で、支払者の拘禁（逮捕）令状を発行することができる。

保 釈

(4) 州犯罪法の第150条（治安判事による仮釈放）は、必要な修正のうえ、令状のもとでの拘禁に通用する。

審理における推定

(5) 不履行の審理において、反対の趣旨が示されない限り、未払者は未払額を支払い、命令のもとで爾後の支払をする能力があるものと推定され、またディレクターにより準備され、送達された未払額の説明は、命令がディレクターの事務所に記録されている間に発生した未払額に関し、正確なものと推定されるものとする。

裁判所の権限

(6) 裁判所は、命令のもとで、支払者が正当な理由で未払額を支払

うことができないこと、または今後の支払いができないことを納得するときは別として、そうでない限り、支払者に対し、

- (a) 裁判所が適切と考える定期的な支払いにより、未払額の全部または一部を支払うこと
- (b) 特定された日付により、未払額を完全に免除すること
- (c) 支払者の支払能力の範囲内で命令に従うが、本条のもとでの命令は未払の発生に影響を及ぼさないこと
- (d) 未払額および爾後の支払のために裁判所が命じる様式で担保を提供すること
- (e) 定期的に裁判所、ディレクターまたは命令で特定された人に報告すること
- (f) 裁判所、ディレクターまたは命令により特定される人に、将来の住所または雇傭の変更につき詳細な内容をそれが生じると同時に提供すること
- (g) 未払額が早く支払われない限り、90日を越えない期間、継続または断続的に拘禁され、しかも
- (h) 本項で命じられた支払いを履行しないとき、90日を越えない期間、継続または断続的に拘禁されることを命じることができる。

仮命令

- (6) 裁判所は、支払者に対し、第6項のもとですることができる命令を含め、仮命令をすることができる。

命令を変更する権限

- (7) 第6項のもとで命令をした裁判所は、支払者の事情に重要な変更があるとき、申立により、命令を変更することができる。
- (8) 第6項(g)号または(h)号のもとでの債務者の拘禁は、命令のもとでの未払額を免除しない。

担保の実現

(9) 第6項(d)号のもとでの担保提供命令または裁判所のその後の命令は、差押、売却または裁判所の命じる他の手続を用意することができる。

送達の証拠は不要

(10) 支払者への扶養命令の送達の証拠は、欠席審理のために必要としない。

欠席審理と変更審理の併合

(11) 本条のもとでの欠席審理および扶養命令の変更の申立の欠席審理は、同時または個別に行うことができる。

配偶者を強制的に証人とする

(12) 配偶者は、欠席審理において、互いに証拠能力があり、証人とされることができる。

禁止命令

第12条—(1) オンタリオ裁判所 (Provincial Division) は、侮辱に関する権限に加え、本法のもとでの手続、規則または命令に対する故意の侮辱または抵抗に対し、罰金もしくは拘束または両者により罰することができるが、罰金は1万ドルを越えず、拘禁は90日を越えないものとする。

拘禁の条件

(2) 第1項のもとでの拘禁の命令は、命令のもとで定められた条件の不履行を条件とし、拘禁の断続的な実行を定めることができる。

犯罪

第12.2条 故意に第3.3条8項、17項、26項もしくは27項、第3.12条または第3.10条4項もしくは5項に違反する人は、有罪であり、1万ドルを越えない罰金に処せられる。

失踪した支払者の拘禁

第13条—(1) 裁判所は、支払者がオンタリオから失踪しており、支払者が命令のもとでの彼または彼女の責任を免れるつもりであると信

じるに充分な理由があるとき、彼または彼女を裁判所の面前に連れてくるため、支払者の拘禁令状を発行することができる。

保釈

(2) 州犯罪法の第150条（治安判事による臨時釈放）は、必要な修正のうえ、令状による拘禁に適用する。

裁判所の権限

(3) 支払者が裁判所の面前に出頭するとき、第11条6項に定められる命令をすることができる。

対案としての強制

第13.1条 1つの方法による扶養命令、監護命令または扶養料天引命令は、同時または別時に、別の方法による強制を妨げない。

規則

第13.2条 審議会における副総督は、

- (a) 書式を規定し、それらの用途を準備する
- (b) ディレクターの事務所に記録された扶養命令および扶養料天引命令の強制、延期および停止に関する処理および手続を定める
- (c) 第1条1項の“収入源”を定義する(f)号のために収入の類型を定める
- (d) 裁判所に提供されるべき人々の階級および情報、さらに第3.1条4項のために情報を提供する方法を定める
- (e) 第3.3条12項のために天引きを定める
- (f) 第3.3条25項のもとで提供されるべき情報を定める
- (g) 第3.4条のもとで支払者による担保の類型および供託を管理する
- (h) 第3.10条のために収入の証拠に関する
- (i) 第3.3条5項に定められた方法に代え、扶養料天引命令の通知を国王に送達する方法を定める

- (j) 扶養料天引命令は、定められた書式による詳細な説明が命令の通知と共に送達される場合は別として、扶養料天引命令は国王に対して効力を有しないと定める
- (k) 国王に送達された扶養料天引命令の通知は、第3.3条6項に定められた日のみでなく、現実に送達された日のうち、規則で定められた日数を経た日に送達されたものみなされるが、規則は日数として30日を越えて特定しないものとする
規則を制定することができる。